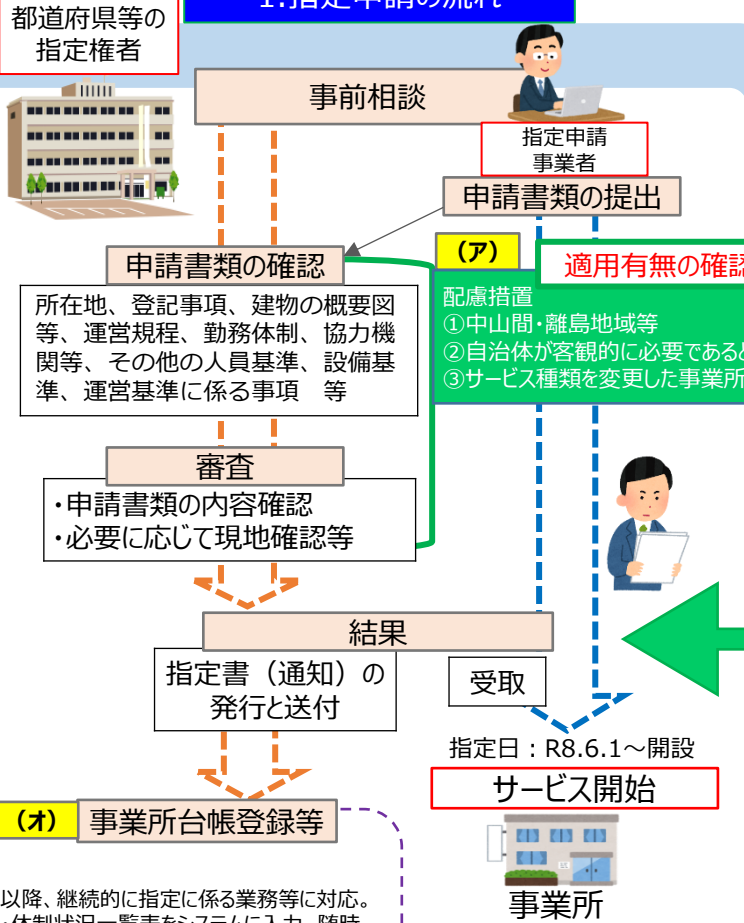


応急的報酬単価の配慮措置適用に係る指定申請時の確認と伝達手順について(障害児通所支援)

指定申請時には、以下の **(ア)** ~ **(カ)** の手順を確認した上で、応急的報酬単価の配慮措置について運用されたい。

1. 指定申請の流れ



2. 応急的報酬単価における配慮措置の確認と伝達

(イ) 指定権者は、新規指定事業所の**配慮措置①~③の適用の有無**について**確認**すること。

配慮措置

- ① 保育所等訪問の特別地域加算の対象となる地域にある事業所
- ② 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所
- ③ 「(旧)医療型児童発達支援」から「児童発達支援」へサービス種類を変更した事業所

(ウ) **連携と確認**

指定権者は、必要に応じ、事業所が住所地をおく市町村に①~③の事項について該当有無の確認を行い、適用有無を判断する。

(エ) 指定権者は、配慮措置の対象となる事業所を指定した際は、**指定申請事業者及び指定権者の属する都道府県内の市町村に伝達**すること。
(伝達については、**参考様式**を確認いただきたい)

事業者・市町村に伝達

※事業者・給付の実施主体の市町村の双方が、配慮措置が適用される事業所を認識した上で、請求・審査を行う。(居住地特例等、伝達の範囲に限界もあるため、市町村からの問合せには随時対応されたい)

(オ) **事業所台帳登録等**

以降、継続的に指定に係る業務等に対応。
・体制状況一覧表をシステムに入力、随時、更新

データ連携

配慮措置

④ 特定の体制を有する事業所の情報を連携(事業所異動(訂正)連絡票情報にて連携)

(カ)

【特定の体制を有する場合の配慮措置④】一次審査で対応

対象：特定の体制を有する事業所及び特定の加算を算定する利用者
(児発・放デイ共通)

体制状況一覧表において、主たる障害種別が「重症心身障害」となっている場合にあつては、応急的報酬単価の対象外となり、当該月において、事業所単位でシステムチェックから除外される。

※以下の項目については、当該月の請求明細書(受給者単位)の内容により、利用者単位でシステムチェックから除外される。
(児発・放デイ共通) 医療的ケア区分による基本報酬、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算
(児発のみ) 強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(I)(II)
(放デイのみ) 強度行動障害児支援加算(I)(II)、人工内耳装用児支援加算

国保連合会

※上図は概略した例図であり、指定に係る手順の全てを記載しているものではありません。